

# 子どもの未来応援アクションプランの策定について

## 目的

子どもの貧困問題に関して、今年度実施した「子どもの生活等実態調査」の結果を踏まえた取組方針を定めるもの。子どもの貧困対策においては、単一事業で対応できるものでなく、その取り組み内容は庁内にまたがり幅広い。そのような中、現在、子どもに関する総合計画「子ども輝き未来プラン」において「子どもの貧困対策」を施策の一つとして掲げているものの、個別にその方向性を定めた具体化計画はない。そこで、今回個別に実施した調査結果を踏まえ、「子ども輝き未来プラン」を補足する個別実施計画として「子どもの貧困対策」の実施方針を位置づけ、今後の取り組みを具現化する。

## プランの概要

### 1. 策定の基本的な考え方

#### (1) 背景(国等の動き)

- 子どもの相対的貧困率は平成に入ってからおおむね上昇傾向、平成24年に16.3%（6人に1人）と過去最悪を記録。
- H25.6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律成立
- H26.8月 子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定

#### (2) 本市の取り組み

##### ① これまでの取り組み

- H27.3月、「子ども輝き未来プラン」を策定。施策の一つに「子どもの貧困対策」を掲げる。
- H28.3月、「子どもの貧困対策庁内連絡会議」を設置。
- H30.1月、上記をアクションプランの素案を策定する「子どもの未来応援プロジェクト」に改編。

##### ② 子どもの現状の把握

- H29.7月に「子どもの生活等実態調査」を実施。子どもと保護者への調査とともに、支援者へのヒアリングも実施。

#### (3) 策定の趣旨

法の趣旨や「子ども輝き未来プラン」の理念「子どもが輝くまち くまもと」づくりに向け、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ため、本市における子どもの貧困対策に関する基本的方針や事項を定める。

#### (4) 計画の位置付け

「子ども輝き未来プラン」を補足し、「子どもの貧困対策」を具体的に進めるための実施計画（行動計画）として策定。

#### (5) 計画期間

「子ども輝き未来プラン」の計画期間である31年度までとし、「子ども輝き未来プラン」の次期見直しに併せ必要な見直しを行う。

## 2. 本市における子どもの現状

### (1) アンケート調査結果概要(省略)

### (2) 子どもと保護者を取り巻く課題

#### ① 子どもの学習等の状況

- ・家庭における学習環境・習慣が整っていない、また保護者の多忙や意識の低さ、子どもに無関心といった場合もあり、子ども自身の学習意欲に繋がらない場合がある。
- ・加えて、経済的理由などから、学校以外での補完的な学習塾や習い事に通うことが困難であるなど、さらに学力格差に繋がっている。
- ・将来的な高校や大学等への進学や、その後の就職への影響など、貧困の連鎖に繋がる懸念。

#### ② 子どもの健康・生活習慣の状況

- ・保護者の帰宅時間が遅く、子どもに接する時間がとれないなど、子どもが家庭で孤立している場合がある。
- ・加えて、保護者の精神的な疾患等をはじめとした健康状態や、子どもへの無関心など養育環境自体にも課題がある場合がある。
- ・このような課題から、子どもの欠食・偏食などの食習慣や、長時間のゲーム・携帯電話使用など生活習慣の乱れに繋がっている。

#### ③ 子どもの社会性・自己肯定感

- ・保護者の就労等で子どもが家庭で一人で過ごす時間が長く、保護者との関わりが希薄になっている。
- ・家庭以外でも他者との関わりが少ないことや、自身の社会体験が少ないなど、子どもの社会性が低い場合がある。
- ・このことが、自身の自己肯定感や意欲・向上心に繋がらない状況がある。

#### ④ 保護者のゆとり・子どもとの関わりの欠如、社会からの孤立

- ・保護者の共働きやひとり親世帯のダブルワーク・夜間勤務などの理由で帰宅時間が遅く、子どもに接する時間がとれない。
- ・ライフスタイルの変化や家族形態の変化から、保護者自身に生活力や知識・経験等がないことで、子どもと上手く関われない場合がある。
- ・核家族化等により、子育てに不安や負担感を抱え、地域や社会からも孤立化している場合がある。

#### ⑤ 保護者の就労・経済的課題

- ・ひとり親家庭、特に母子世帯は経済的に厳しい状況にある。
- ・経済的な理由から、衣食住等の生活に困難を来したり、子どもに必要な学用品や塾・習い事・社会体験等への支出が困難な場合もある。
- ・就労については、ひとり親家庭で就労形態が不安定であったり、子育てとの両立から就労が制限される場合もある。
- ・特に課題を有する家庭では、保護者の病気や就労意欲の低さから就労に繋がらない場合もある。

#### ⑥ 子どもや保護者に対する支援における課題

- ・保護者の意識や家庭の事情などから、支援が必要な家庭が自ら支援を求めない、支援策・相談先を知らないことから支援に繋がらない場合がある。
- ・保護者自身の社会性が希薄で、家庭自体が地域や社会から孤立し、周囲からの支援がない場合がある。

### 3. 本市における子どもの貧困対策

#### (1) 基本理念

子どもの貧困対策の推進に関する法律や、上位計画である「子ども輝き未来プラン」に掲げる基本理念の趣旨を踏まえ、

**「本市の未来を創る全ての子どもの最善の利益の実現を最優先に、子どもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、将来にわたり夢や希望を持って育まれる、子どもが輝くまち くまもとの実現」**  
を目指す。

#### (2) 目指すべき姿・方向性

##### ① 子どもの学ぶ意欲や生きる力を育てる

- ・ 将来の進学や就労に影響する学力格差の解消によって、世代間の貧困の連鎖を断つ。
- ・ 社会体験や他者との関わりの機会創出により、子どもの社会性や自己肯定感の向上を図り、生きる力を育てる。

##### ② 将来にわたり、子どもの健やかな心身が育成される

- ・ 子どもの孤立を防ぎ、子どもの健やかな心身の育成と基本的な生活習慣の形成を図る。
- ・ 保護者の養育環境を向上させる。

##### ③ 子育てにかかる保護者の経済的不安・負担感を緩和し、安心して子育てできる環境をつくる

- ・ 保護者の安定的就労を図るとともに、子育てにかかる経済的負担軽減を図る。

# 3. 本市における子どもの貧困対策

## (3)基本目標

課題を踏まえた目指すべき方向性に沿って、基本目標を定める。

### 基本目標1 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、その育った環境に左右されず等しく教育を受け、また、心身ともに健全に育成され、「生きる力」が育まれる機会が必要である。

さらに、将来、社会の一員として自立して行くためには、学習のみならず、自らが夢や希望を見出し、それに向かって困難にぶつかりながらも進んで行くことができる力や意欲を育むとともに、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要である。

そこで、子どもの学びを保障し、豊かな人間性が生まれ、自分の将来を切り拓けるような育成支援を行う。

- ・子どもの学力の向上、学習機会の提供
- ・子どもの社会を生きる力と意欲の向上
- ・子どもの自立・健全育成
- ・教育に関する相談・経済的支援 など

### 基本目標2 子どもの健やかな心身の育成と、保護者の養育環境を支援

子どもが心身ともに健全に育成されるためには、身体的にも精神的にも安定した生活を過ごすことができる環境が必要である。家庭においては、子どもの生活力を育むとともに、情緒の安定や人格の形成など、健やかな子どもの育ちが図られる必要があるが、保護者の病気等により、特に子どもの養育環境に困難を来たしている家庭も存在する。

さらに、子どもが家庭や学校以外の他者とも安定的な関係性を築き社会性が育まれるためには、地域や社会との繋がりを持ちながら、子どもの育ち・成長を支え保護者も共に社会から孤立しない環境整備が必要である。

そこで、子どもの健やかな心身の育成とともに、安定した家庭生活や健康の保持、基本的な生活習慣の形成に向けた支援を行う。

- ・子どもの健康の保持・増進
- ・子どもの生活習慣の形成・社会的孤立の防止
- ・社会的養護が必要な子どもへの支援
- ・子どもの居場所づくり
- ・妊産婦など保護者への養育支援や保育等の確保 など

### 基本目標3 子育て家庭の自立に向けた支援

子育て家庭の生活基盤が安定し、経済的に自立するためには、安心かつ安定的な就労と収入の確保が重要であるが、特に、ひとり親家庭や要保護世帯では、不安定な就労等により、経済的にも厳しい状況にある場合がある。

また、保護者の就労のためには、安心して子どもの保育等を受けられる環境が確保されている必要がある。そこで、ひとり親家庭等の就労支援や経済的支援とともに、子どもの保育環境等の確保、また、特に子どもの養育に課題を有する家庭に対する支援を行う。

- ・保護者の生活基盤安定に向けた経済的負担軽減や就労支援(保護者・子ども)
- ・安心して子育てできる保育・放課後児童対策等の環境づくり
- ・特に支援を要するひとり親家庭、要保護世帯への支援 など

### 基本目標4 支援が必要な家庭を支える体制づくり

本市では、各区役所窓口や個別相談窓口において、子育ての悩み・相談対応や子育て情報の発信を行うとともに、地域の子育て支援センターや児童館等を「子育てほっとステーション」と位置づけ子育ての不安・負担感の解消に努めてきた。しかし、支援が必要な家庭ほど孤立化しやすく、情報が届かない場合もあること、また、自ら困難を発信できない状況にある子育て家庭も存在する。加えて、子ども自身の悩み等にも対応する相談機能も必要である。

そこで、妊娠・出産、育児、就学、就労等、各ステージに応じ、必要とする情報が必要とする家庭等に届くような情報提供と相談対応、行政内部での情報共有、さらには、関係機関や地域も含めた支援のネットワーク構築を図る。

- ・公的な相談体制の整備・公的機関の情報共有と連携
- ・地域・関係機関との連携・ネットワークづくり など

## (4) 施策体系

### 1. 子どもの学力向上と社会を生きる力を育むための支援

(1) 子どもの学力・意欲向上

- ① 確かな学力の向上
- ② 多様な体験機会の提供など豊かな心の育成

(2) 学びの環境支援

- ① 教育相談体制の整備
- ② 教育にかかる経済的支援

### 2. 子どもの健やかな心身の育成と保護者の養育環境支援

(1) 子どもの生活・発育支援

- ① 子どもの健康づくり
- ② 社会的養護が必要な子どもの支援
- ③ 子どもの居場所づくり

(2) 保護者の養育支援

- ① 妊産婦等保護者の養育支援
- ② 保育等の確保

### 3. 子育て家庭の自立に向けた支援

(1) 就労支援

- ① ひとり親家庭等の就労支援
- ② 保育等の確保(再)

(2) 経済的支援

- ① 各種手当・貸付金など経済的支援

### 4. 支援が必要な家庭を支える体制づくり

(1) 相談事業・情報提供

- ① 相談体制整備・情報提供の充実

(2) 関係機関等との連携・活動支援

- ① 関係機関の連携・活動支援

## (5)細事業一覧

(整理中)

### 4. 計画の推進

#### (1)計画の推進体制

子どもの貧困対策の推進のためには、子どもの学び、生活、保護者の就労等幅広い対応と支援が必要であり、庁内の関係課や関係機関との効果的な連携を図る必要がある。

そこで、庁内の関係課で構成する「子どもの未来応援プロジェクトチーム」において、引き続き情報共有と事業の連携を図るとともに、効果的な施策検討を行う。

#### (2)計画の実施状況の把握と評価

取り組みの実施状況を毎年把握し、その進捗状況を「子ども輝き未来プラン」の進捗管理を行う「熊本市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」に報告するとともに、実施状況の評価を行う。

#### ■計画に掲げる指標(例)

指標（子どもの貧困対策大綱の指標等を参考に選定予定）

生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率

児童養護施設の子供の進学率

スクールソーシャルワーカーの配置人数

• • • •